

廿日市市犯罪被害者等日常生活等支援費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廿日市市犯罪被害者等支援条例（令和7年廿日市市条例第1号。以下「条例」という。）第10条及び第12条の規定に基づき、犯罪被害により日常生活等に支障が生じている犯罪被害者等に対する日常生活等支援に要する費用の助成（以下「助成」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失行為除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）を受けることをいう。ただし、警察が被害届を受理するなど犯罪被害を認定した場合に限る。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族若しくは家族をいう。
- (5) 重傷病 療養の期間が1か月以上を要する負傷又は疾病をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからカまでのいずれかに該当する者であってやむを得ず本市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）第２条第４項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待を受けていた者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）第２条第３項に規定する高齢者虐待を受けてた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第２条第２項に規定する障害者虐待を受けていた者

カ その他本市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

（遺族又は家族の範囲）

第３条 助成を受けることができる遺族とは、犯罪行為により死亡した者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪行為により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップ（廿日市市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和４年告示第１４５号）第２条第２号に規定するパートナーシップをいう。）の関係にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪行為により死亡した者の二親等以内の親族（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）

２ 助成を受けることができる家族とは、犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪行為により重傷病を負った者の配偶者

(2) 犯罪行為により重傷病を負った者の二親等以内の親族
（家事・介護費用の助成）

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、家事又は介護に関するサービスを利用した場合、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。ただし、当該犯罪被害者等が家事又は介護に関するサービスを利用した際に、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令による給付等を受ける場合は、この限りでない。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等が家事又は介護を行うことに支障が生じていること。
- (3) 犯罪被害者の遺族にあつては犯罪被害者の死亡時において、犯罪行為により重傷病を負った者にあつては犯罪行為が行われた時において、市民であること。
- (4) 助成金の支給を受けようとする者が、助成の申請時において市民であること。
- (5) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者又はその家族

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した家事に関するサービスにあつては、要した費用の実費額に対し1時間当たり2,500円を限度とし、介護に関するサービスにあつては、要した費用の実費額に対し1時間当たり3,900円を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成の対象となる家事又は介護に関するサービスの時間数は、当該サービスの利用について、一の犯罪被害につき、同項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、80時間までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる家事又は介護に関するサービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事並びに乳幼児の保育及び子どもの送迎

(2) 食事、排泄、入浴等の介護及び通院介助

- 5 前項各号に掲げるサービスは、当該サービスの提供を業とする事業者から提供されたもので、かつ、原則として、第1項の規定による助成を受ける犯罪被害者等の住居において行われたものでなければならない。

(一時保育費用の助成)

第5条 市長は、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の12第1項に規定する一時預かり事業（以下「一時保育」という。）を利用した場合、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等がその監護している小学校就学の始期に達するまでの者（以下「子ども」という。）を家庭において保育することに支障が生じていること。
- (3) 犯罪被害者の遺族にあっては犯罪被害者の死亡時において、犯罪行為により重傷病を負った者にあっては犯罪行為が行われた時において、市民であること。
- (4) 助成金の支給を受けようとする者が、助成の申請時において市民であること。
- (5) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者又はその家族

- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した一時保育に要した費用の実費額に対し、当該一時保育の利用1日当たり2,000円に一時保育を受けた子どもの人数を乗じて得た額を限度として支給するものとする。

- 3 第1項の規定による助成の対象となる一時保育の日数は、一の犯罪被害につき、同項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、子ども1人当たり14日までとする。

(転居費用の助成)

第6条 市長は、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、犯罪行為が行われた時に居住していた住居（以下「従前の住居」という。）から転居した場合（転居後新たな住居への転居を含み、転居先が本市の区域外の場合、その後の転居を除く。以下同じ。）、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

(1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。

(2) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたことにより従前の住居に居住し続けることが困難になったと認められること。

イ 条例第2条第3号に規定する再被害又は同条第4号に規定する二次的被害を受けるおそれのあること。

(3) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。

(4) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が従前の住居から転居した場合に要した費用の実費額に対し、一の犯罪被害につき、同項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、20万円を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成は、前項の限度額及び第9条本文の申請期間の範囲内であれば、転居の回数は問わない。

4 第1項の規定による助成の対象となる費用は、運送事業者、不動産事業者又は宿泊事業者に支払ったものであって、次に掲げるものとする。

(1) 家財の梱包等の運送費用及び荷造り、不用品の回収等のサービスに係る費用

(2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、日割家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用

(3) 転居を前提とした宿泊施設を仮住まいとした場合の宿泊費用

5 助成金の支給を受けようとする者が未成年の場合、転居について保護

者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ているものとする。

（助成金を支給しない場合）

第7条 市長は、次に掲げる場合には、助成金を支給しないものとする。

- （1） 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は助成金の支給を受ける者と加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情のあった者又はパートナーシップの関係にあった者を含む。）がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある等特段の理由があり市長が支給対象として認めた場合については、この限りでない。
- （2） 犯罪被害者又は助成金の支給を受ける者に、当該犯罪行為を教唆し、若しくはほう助する行為、過度の暴力若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為、又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があった場合
- （3） 犯罪被害者又は助成金の支給を受ける者が、暴力団員等（廿日市市暴力団排除条例（平成24年廿日市市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。）である場合
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

（助成金の申請）

第8条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、廿日市市犯罪被害者等助成金支給申請書（別記様式第1号）及び犯罪被害に関する申立書（別記様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に本市（生活環境部人権・市民生活課）に相談するものとする。

- 2 前項の申請書には、第4条第2項、第5条第2項又は第6条第2項の実費額の支払いを証する領収書（原本）その他の支払費用の内容を証明することができる書類（第11条第2項の規定により助成金の請求、受

領及び返還を委任する場合にあっては、当該助成金に係る利用した事業者からの請求書（原本）その他の請求費用の内容を証明することができる書類）及び次の表の左欄に掲げる助成金を同表の中欄に掲げる者が支給の申請を行う場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

家事・ 介護費 用に係 る助成 金	犯罪被 害者の 遺族	(1) 犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等） (2) 助成の申請時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等） (3) 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (5) 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等） (6) 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（パートナーシップ宣誓書受
-------------------------------	------------------	---

		領書等)
	犯罪被害者又はその家族	(1) 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等） (2) 助成の申請時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等） (3) 犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップの関係にあった者を除く。）が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (5) 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等） (6) 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（パートナーシップ宣誓書受領書等）

一時保育用に 係る助 成金	犯罪被害者の 遺族	(1) 犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等） (2) 助成の申請時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等） (3) 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (5) 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等） (6) 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（パートナーシップ宣誓書受領書等）
---------------------	--------------	---

	犯罪被害者又はその家族	(1) 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等） (2) 助成の申請時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等） (3) 犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップの関係にあった者を除く。）が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (5) 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等） (6) 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（パートナーシップ宣誓書受領書等）
--	--------------------	---

転居費用に係る助成金	犯罪被害者の遺族	(1) 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等） (2) 申請者と犯罪被害者が、犯罪行為が行われた時に同居していたことを証明することができる書類（住民票の写し等） (3) 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (5) 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等） (6) 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（パートナーシップ宣誓書受領書等）
	犯罪被害者	(1) 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等） (2) 犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に

		該当することを証明することができる医師の診断書
--	--	-------------------------

(申請の期限)

第9条 前条の規定による申請は、犯罪行為が行われた日から2年を経過したときはすることができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第10条 第8条の規定による申請があった場合には、市長は、速やかに、当該申請に係る支給をする又はしない旨を決定し、廿日市市犯罪被害者等助成金支給決定通知書（別記様式第3号）又は廿日市市犯罪被害者等助成金支給申請却下通知書（別記様式第4号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うため必要があるときは、申請者その他関係人に対して、報告させ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定により助成金の支給を決定したときは、当該支給の決定を受けた者（以下「支給対象者」という。）からの次条に基づく請求に応じて支給するものとする。

(支給の請求)

第11条 前条第3項に規定する支給対象者は、廿日市市犯罪被害者等助成金請求書（別記様式第5号）により、当該助成金を請求するものとする。

2 支給対象者は、第4条第2項又は第5条第2項に規定する助成金の請求、受領及び返還を、当該助成金に係る支給対象者が利用した事業所の長に委任することができるものとする。

(支給の決定の取消し)

第12条 市長は、支給対象者が支給を受ける資格がないと判明したときは、助成金の支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、支給対象者が偽りその他不正の手段により助成金の支給決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の取消しを行った場合においては、廿日市市犯罪被害者等助成金支給決定取消通知書（別記様式第6号）により支給対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に助成金が支給されているときは、市長は、当該助成金を返還させることとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。